

基本計画

(平成 23 年度～平成 25 年度)

この施策の目標

高齢化の進展や住民意識の変化などにより、救急利用が増加かつ多様化するなど医療を取り巻く環境が大きく変わっていくなかで、救急医療体制の維持とともに、市民が身近な地域で救急医療を利用できる体制の充実に努め、市民が安心して生活できる社会を目指します。

この施策の現状

- 休日・夜間応急診療所に出務可能な医師の高齢化が進んでおり、また、市内の二次救急病院においても、医師や看護師不足といった人材の確保が問題となっています。
- 平成18年の医師および看護師不足による救急医療体制の崩壊の危機に瀕した際、地区医師会、市内の二次救急病院、行政の三者による連携により危機的状況を回避し、各病院における努力が続けられていますが、依然として二次救急の医療現場は厳しい状況にあります。
- 平成19年から取り組んでいる救急医療の役割分担により、二次救急への負担は軽減できたものの、一次救急における患者数が急増し、休日・夜間応急診療所を担当する医師の負担が増えるなどの新たな課題が生じています。

この施策の課題

- 限られた医療資源を効率的に活用していく必要があることから、広く市民の理解と協力を求めていく必要があります。
- 市民の救急医療に対する要望の多様化にともない、一次救急*と二次救急†の一層の質的な充実が求められています。
- 二次救急医療は、採算性に関わらず提供されなければなりません、その財源については、公的な財政支援などの必要性について検討していく必要があります。

* 外来で診察可能な、軽症で帰宅可能な患者を対象とする救急医療（開業医、休日・夜間応急診療所）。

† 入院や精密検査を必要とする中等症の病気を対象とする救急医療（松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、松阪市民病院）。

施策の展開

《重点施策》

○ 一次救急医療体制の充実

救急時に、市民が混乱することなく適切かつ迅速に救急医療を受けることができる体制づくりに取り組みます。

○ 医療機器と施設設備の整備

一次救急の拠点である休日・夜間応急診療所の持つ役割を考慮し、必要度に応じた医療機器の導入および更新を行い、老朽化した建物等を整備するなど、診療の充実に取り組みます。

《主要施策》

○ 関係機関との連携強化

医療環境の厳しさが増すなか、地区医師会や市内の二次救急病院などとの連携を強化し、救急医療体制の充実に取り組みます。また、休日・夜間応急診療所について、地区医師会をはじめとした関係機関との綿密な連携と協力関係を保ち、将来にわたり質の高い救急医療サービスの提供に取り組みます。

○ 救急医療の適正利用

平成 19 年から取り組んできた救急医療機能の役割分担について、必ずしも市民に浸透しきれていない状況であることから、今後も救急医療体制の維持や救急医療の適正利用を進めるため、広報活動の強化を図り、普及啓発に取り組みます。

[関連する施策]

- 施策 5-3 消防・救急・救助 (P.92)

この施策の目標

市民病院は、松阪地区医療圏における二次救急医療を含めた急性期医療を担当するほか、新型インフルエンザ等の感染症対策、大規模災害の発生時には公的病院としての役割を担うなど、政策医療機関としての役割を担っています。

今後も公立病院として高度で適正な医療を提供していくとともに、市民病院としての独自性を発揮し、継続的な病院経営基盤の強化や医療資源^{*}の充実を図り、市民のいのちを守る病院づくりを目指します。

項目	現状（H22）	目標（H25）
医師数	42名	51名
看護師数	200名	250名

この施策の現状

- 医師不足により、小児科、産婦人科、耳鼻咽喉科、脳神経外科等は、外来診療中心の診療体制を、また、看護師不足により、病棟閉鎖など入院患者の受け入れ体制の縮小を余儀なくされています。
- 慢性的な医師および看護師不足や医療環境の変化等などにより累積赤字が増大してきましたが、平成20年度のDPC（診断群分類包括評価）導入を契機として全職員の意識改革を進め、診療収入の増収、経費節減など経営改善に取り組んだ結果、平成21年度決算では単年度黒字を達成しました。
- 病棟建設から15年以上が経過しているため、建物設備や医療機器が老朽化しています。

この施策の課題

- 医師評価制度や看護師評価制度などを活用し、医師および看護師の確保を計画的かつ戦略的に進めていくことが求められています。
- 質の高い医療サービスを提供するため、老朽化した建物設備や大型高度医療機器等の更新を計画的に行っていく必要があります。
- 良質な医療サービスを提供するとともに、持続した健全な病院経営に向けた取り組みを進めていかなければなりません。

* 医師、看護師等の人的コストや設備、薬品の使用など、物質的コストの総称。

施策の展開

《重点施策》

○ 医師、看護師等の確保

より質の高い安全安心な医療の提供に取り組むため、県内外の大学病院や看護学校への訪問等による医師および看護師の確保に取り組みます。

○ 医療機器および建物設備の整備

老朽化した大型医療機器や建物設備等を整備し、診療の充実に取り組みます。

○ 病院経営の改善

診療科別の収支状況の把握、他の病院のデータ収集、分析、比較を行い、業務遂行の目標を明確化し、病院経営の継続的な安定化に取り組みます。

《主要施策》

○ 臓器別診療の充実（センター化構想）

循環器、消化器、呼吸器、筋骨系・関節（整形外科）を中心とした診療科の医療資源を充実させるとともに、センター化による質の高い医療を提供していきます。

○ 休止病床の活用検討

松阪地区における病床機能の需給関係や医療スタッフの充足等を勘案しながら、休止病床の今後の活用方法などについて検討していきます。

○ 感染症対策の充実

指定医療機関としての役割を果たすため、新型インフルエンザなどの第二種感染症が発生した場合に備えた対策を強化していきます。

○ 地域医療機関との連携強化

地域の病院、診療所から選ばれる病院づくりに取り組むとともに、松阪中央総合病院や済生会松阪総合病院との輪番制による二次救急医療体制の維持およびその充実に取り組みます。

○ 災害時における初期救急医療体制の充実

災害拠点病院としての役割を果たすため、大規模災害などの発生時の傷病者の受け入れや、現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）の常時派遣体制を整えます。

【関連する計画】

- ・松阪市民病院のビジョン（平成 22 年度～平成 24 年度）

この施策の目標

市民が健康で豊かな生活を送ることができるよう、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、発病を予防する「一次予防」に重点を置いた健康寿命の延伸を目指します。また、職場や学校などと連携し、個人の取り組みである健康づくりを、地域を基盤とした活動として広げ、健康づくりの推進を図っていきます。

項目	現状（H21）	目標（H25）
40～64歳で、1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している人の割合 （国民健康保険加入者の特定健康診査結果）	25.2%	30%以上
子宮頸がん検診受診率	16.3%	25%以上
乳がん（マンモグラフィ）検診受診率	18.4%	25%以上

この施策の現状

- 「新・健康まつさか21計画」の推進の一環として、ウォーキングなどの運動の普及に取り組んでいますが、広がりがみられない状況です。
- 健康づくり虹倶楽部や健康づくり嬉野Uの会など市民主体の健康づくりの取り組みが展開されていますが、全域での展開にはいたっていません。
- ピンクリボン運動*など、がん検診受診の啓発に取り組んでいますが、年々受診率は伸びてはいるものの若年層の女性の受診率が低くなっています。
- 健康診査や健康教室、相談の需要は高まっており、健康づくりの拠点である健康センターは、許容を超え、老朽化しており、ニーズへの対応が困難になってきています。

この施策の課題

- 行政主導の従来の提供型サービスだけでなく、市民や地域が力を発揮し、地域の特性を生かした健康づくり活動を支援していくことが求められています。
- 自分の体への関心を持つことやより良い生活習慣を獲得するためには、個々の取り組みだけでは実現しにくく、学校・企業などとの連携を推進する必要があります。
- 健康づくりを支援するための情報発信や交流、人材育成などの機能も求められており、ソフト事業の充実とともに保健活動拠点の確保についても再検討が必要です。

* 乳がんの早期発見に検診が大切であることを理解し、検診の受診促進を目的として行われる啓発活動。

施策の展開

《重点施策》

○ 市民の健康づくり活動の推進

平成 23 年度に新たな健康づくり計画を策定し、その取り組みを推進するとともに、既存の健康づくりの組織や住民協議会との連携を図り、地域の特性を生かした市民主体の健康づくり活動に取り組みます。

○ 女性特有のがん検診受診率の向上

若年層の女性の受診率向上を目指し、市民病院や企業、保育園などと連携した検診啓発に取り組んでいきます。また、子宮頸がん予防ワクチンは、公費負担による接種を推進するとともに、病気や検診への関心が高まるよう学校等と連携した啓発に取り組んでいきます。

《主要施策》

○ 感染症予防の推進

感染症予防の知識の普及、予防接種事業の推進、新たな感染症に対する情報収集および情報提供と備蓄品の管理等に努め、感染症の発生およびまん延防止に取り組めます。

○ 母子保健事業の推進

妊婦健康診査の拡充や妊婦相談、乳幼児の健康診査や相談、家庭訪問などの活動を展開し、子どもの心と体の健康づくりに取り組みます。

○ 健康増進事業の推進

がん検診等の受診率向上に向けた啓発に積極的に取り組むとともに、各地区で健康教室や生活習慣病予防教室、健康相談事業を行い、生活習慣の改善と疾病予防に取り組めます。

○ 保健活動拠点の確保

健康診査や教室活動、相談等の市民ニーズに対応でき、これからの市民主体の健康づくりを支援できる機能を持った保健活動拠点について検討を進めます。

[関連する計画]

・新・松阪市健康増進計画（仮称）（平成 24 年度～平成 28 年度）

この施策の目標

市民のだれもが住み慣れた地域で、地域住民やささまざまな社会福祉に関わるすべての関係者が連携・協働しながら、安心して幸せに暮らし続けていきたいという願いがかなう社会の実現を目指します。

この施策の現状

- 少子高齢化・核家族化の進展などで、これまでの地域社会や暮らしに根づく支えあい、助けあいの関係が薄くなり、認識の共有化も難しい状況にあります。
- 人にやさしいまちづくりに向けて、駅周辺の歩道などの状況の調査を行っていますが、バリアフリー化が不十分な状況にあります。
- 生活保護の受給率は、平成19年度まではほぼ横ばい状態だったものの、平成20年秋の世界的な経済悪化の影響を受けて急激な増加となり、それ以降も増加傾向となっています。

この施策の課題

- 暮らしの中のさまざまな困りごとや問題について、地域の住民一人ひとりが確認し理解する必要があります。
- だれもが安全で快適に暮らせるようバリアフリー化が不十分な箇所を洗い出し、関係機関に意見・提案していく必要があります。
- 市民のだれもが安心した生活を送るには、地域住民の支援や自立に向けた支援が必要です。

施策の展開

《重点施策》

○ 地域福祉活動の支援

地域福祉の向上を図るため、その担い手である社会福祉協議会との連携を強化し、地域福祉活動を支援します。

○ 地域福祉計画の推進

それぞれの住民協議会と連携し、地域福祉計画を推進するための支援を行います。

○ ボランティア活動の支援

地域住民の支えあいを目的とするボランティア活動の推進と、学生ボランティアや地域ボランティアの育成に取り組みます。

《主要施策》

○ 地域の見守り活動の推進

民生委員および児童委員の活動と連携して、地域の子どもたちやひとり暮らしの高齢者の見守り活動を強化していきます。

○ 交通バリアフリーの推進

だれもが安全で快適に生活できるよう、市民の視点で交通バリアフリーの点検・調査を行い、交通バリアフリー化に取り組みます。

○ 福祉意識の高揚

広報紙、ちらし、福祉関連イベント等を通じた啓発活動に積極的に取り組み、市民の福祉に対する意識を高めていきます。

○ 就労支援の推進

要保護者の自立に向けて、ハローワークなどの関係機関と連携し、就労支援員による就労支援に取り組みます。

[関連する計画]

- 第1期松阪市地域福祉計画（平成20年度～平成24年度）

[関連する施策]

- 施策4-5 雇用・勤労者福祉、消費生活（P.84）「雇用の安定と雇用支援の推進」
- 施策5-7 道路・河川（P.100）「道路の安全対策の推進」

この施策の目標

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って安心して暮らし続けられる仕組みづくり（地域包括ケア体制の構築）を目指します。具体的には、高齢者の自立を支援し、介護予防や地域での見守りなどに取り組みながら、切れ目のない医療・介護・保健福祉サービスの提供を図ります。また、一人ひとりの尊厳が守られ、その人らしい生活が送られるよう地域のネットワークづくりに取り組みます。

項目	現状（H21）	目標（H25）
二次予防対象高齢者に対する介護予防教室の開催	183回	200回
認知症サポーターの養成	4,757人	15,000人
高齢者安心見守り隊の育成	213人	1,000人

この施策の現状

- 第4期介護保険事業計画によれば、平成20年に39,958人であった松阪市の高齢者人口は、平成25年には43,594人に増加し、高齢化率は25.5%に上昇すると予想されています。
- 今後も介護認定者数の増加に加え、認知症高齢者や高齢者単独世帯、高齢者夫婦のみの世帯の増加が見込まれ、介護サービスの需要と費用負担も増大する見込みです。
- 「地域包括支援センター」は相談件数も増加し、徐々に市民に認識されつつあり、支援を必要とする高齢者やその家族の期待も増しています。

この施策の課題

- 現在、増大傾向にある医療・介護サービスの需要と費用負担について、持続可能な制度のあり方を検討する必要があります。
- これからも地域で安心して住み続けることができるよう、市民の積極的な介護予防や認知症予防への取り組み、地域での見守りや支えあいが必要です。
- ひとり暮らしや寝たきりなど的高齢者に対する生活支援サービスの継続に努め、生活の不安を軽減するとともに、増えつつある高齢者虐待への対応や成年後見制度などの普及促進が求められています。

施策の展開

《重点施策》

○ 二次予防対象高齢者に対する介護予防教室の開催

要支援・要介護状態に陥らないように筋肉・骨・靭帯などの体の機能維持のための運動や栄養バランス等を考えた食事のあり方など、介護予防の知識を身につけるための各種講座を開催します。

○ 認知症サポーターの養成

子どもから高齢者までの幅広い層の市民が認知症の人や家族を地域で温かく見守っていくため、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の正しい理解の普及とネットワークの土台づくりを進めます。

○ 高齢者安心見守り隊の育成

高齢者やその家族が安心して暮らし続けられるよう、地域で見守り、助けあうネットワークを構築し、その活動の中心となる人材を育成します。

《主要施策》

○ 地域包括支援センターの充実

地域包括ケアの中心的役割が果たせるよう総合相談支援業務をはじめとして高齢者の権利を守り、より暮らしやすい地域にするため地域で支えあうネットワークづくりを進めます。

○ 介護予防いきいきサポーターの養成

介護予防について学ぶことで、自らの健康保持に努めるとともに、地域貢献活動として、周囲に介護予防の大切さやその技術を伝えていく人材を育成します。

[関連する計画]

- ・松阪市第5次高齢者保健福祉計画および第4期介護保険事業計画(平成21年度～平成23年度)
- ・松阪市第6次高齢者保健福祉計画および第5期介護保険事業計画(平成24年度～平成26年度)

この施策の目標

障がいのある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重した支えあいのもと、障がい者が自らの意志に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画し、地域でその人らしく生きいきと自立した生活を送ることができるよう、住みよいまちづくりの実現を目指します。

項目	現状（H22）	目標（H25）
日中活動支援施設利用者数	616人	677人
グループホーム、ケアホーム入居者数	84人	95人

この施策の現状

○ 障がいのある人がその人らしく地域で自立した生活が送れるよう、障害者自立支援法に基づく福祉サービスの提供や相談窓口の拡充により、その人に応じた生活の支援や社会参加支援を行っていますが、就学する前、就学期、就学後でそれぞれ支援者や支援の内容が異なり、相談などの支援がその場で途切れてしまう状況がみられます。

この施策の課題

- 障がいのある人の社会参加や生きがい活動の支援のため、障害福祉サービスなどを充実し、スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動、就労に対する支援などが求められています。
- 幼児期から就学・就労にいたるそれぞれの時期や、障がい者福祉制度のすき間で生じる問題を解消し、障がいのある人が、その人らしく地域で自立した生活を送るためには、幼少期から一貫した支援を行うことが重要であり、障がいのある人が身近に相談ができるような、関係機関のネットワークづくりを行い、生活全般をサポートする体制が求められています。

施策の展開

《重点施策》

○ 療育相談支援体制および拠点整備

幼少期に見逃されがちな疾病等を把握し、なるべく早い時期に医療や教育などの支援を行うため、関係機関との連携を密にし、「育ち」に関する療育相談支援を強化します。また、市民が利用しやすい療育センターのあり方を検討していくとともに、地域における療育拠点の整備を図り、途切れのない支援を進めます。

○ 障害福祉サービスの充実

障がい者が地域で支援を受けながら安心して自立した生活が送れるよう、在宅福祉サービスの円滑な提供と日中に活動する場を充実していきます。また、障がい者の生活に対応した居住の場を確保するため、グループホーム等の設置を進めます。

○ 社会参加の促進および雇用支援

障がい者のスポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動などを支援し、積極的な社会参加や地域との交流を促進します。また、障がい者の生活相談に関する窓口の設置や、障がい者の就職を支援するなど、ハローワークなどの関係機関と連携した生活支援や雇用支援に取り組みます。

《主要施策》

○ 相談支援システムの整備

障がい者のニーズに応じた専門的な相談支援を行うため、関係機関との連携を強化し、障害者地域自立支援協議会を中心とした相談支援システムを整備します。

○ コミュニケーション支援の充実

手話通訳者および要約筆記者の派遣体制を強化し、障がい者等の生活支援や積極的な社会参加を促進します。

○ 障がいに関する正しい理解の促進

あらゆるメディアを活用した広報を行い、障がいに関する正しい理解を促進するとともに、各種サービスの周知を効果的に行っていきます。

[関連する計画]

- 第3期松阪市障がい者計画（平成24年度～平成26年度）
- 第1期松阪市地域福祉計画（平成20年度～平成24年度）

[関連する施策]

- 施策2-1 子育て支援（P.46）「障がい児への途切れのない支援」
- 施策2-3 学校教育（P.50）「特別支援教育の充実」
- 施策4-5 雇用・勤労者福祉、消費生活（P.84）「雇用の安定と雇用支援の推進」